

第3-2表 設計応力強さ及び設計引張強さ

(単位 : MPa)

材 料	設計応力 強さ等の 種 類	温度条件		使 用 範 所
SUSF316	S_m	118		4 B 加圧器スプレイ管台
	S_u	427		
SCS14A	S_m	118		27.5 ^{IN} ID主管 (コールドレグ)
	S_u	420		



第3-1図 有限要素解析モデル図

■ :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

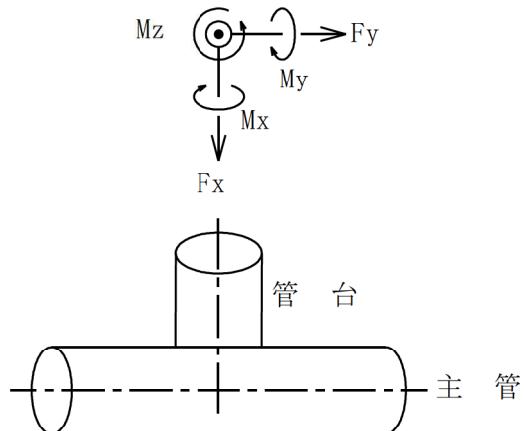
6. 4 荷重条件

管台に作用する荷重として、加圧器スプレイ配管における地震応答解析から得られた反力を第4-1表に示す。

第4-1表 管台に作用する荷重

箇 所	荷重の種類	軸 力 (kN)			モーメント (kN・m)		
		Fx	Fy	Fz	Mx	My	Mz
4B 加圧器 スプレイ管台	自重						
	Ss地震	一次					
		一次+二次					
	Sd地震	一次					
		一次+二次					

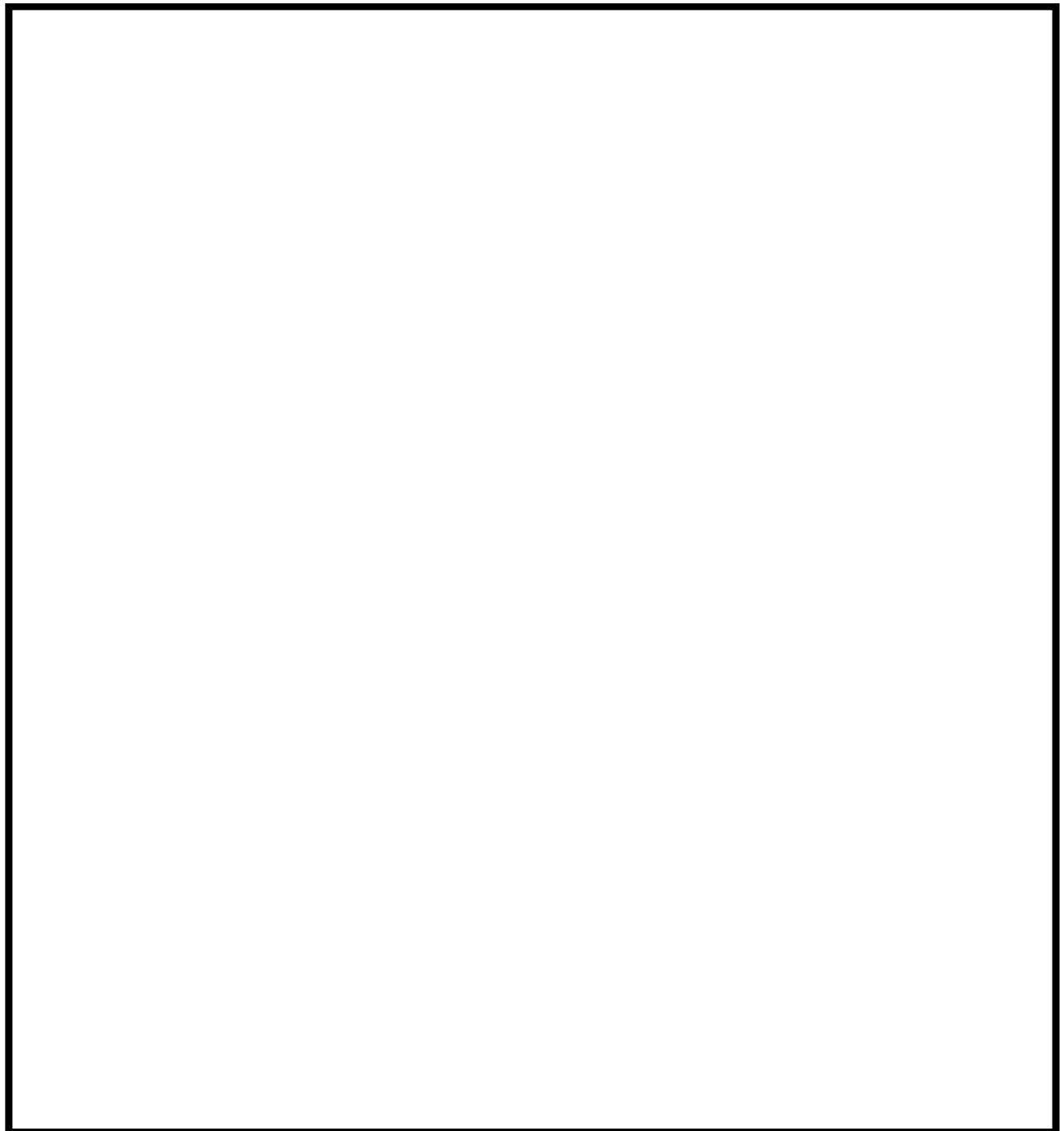
(注) 荷重の方向は以下による。



□ :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

6. 5 評価結果

4 B 加工器スプレイ管台の形状、寸法、材料及び評価点を第5-1図に、評価結果の概要を第5-1表及び第5-2表に示す。発生値は許容値を満足しており、地震動に対して十分な構造強度を有していることを確認した。



第5-1図 形状、寸法、材料及び評価点

□ :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第5-1表 弾性設計用地震動 S_d による評価結果 (D+P+M+Sd)

評価部位	応力分類	発生値	許容値	備考
4 B 加圧器 スプレイ管台	一次一般膜応力強さ (MPa)	118	141	【評価点2, 4】
	一次膜+一次曲げ応力強さ (MPa)	161	198	【評価点4】
	一次+二次応力強さ (MPa)	314	354	【評価点4】
	疲労評価	0.002	1.0	【評価点6】

第5-2表 基準地震動 S_s による評価結果 (D+P+M+Ss)

評価部位	応力分類	発生値	許容値	備考
4 B 加圧器 スプレイ管台	一次一般膜応力強さ (MPa)	155	283	【評価点2, 4】
	一次膜+一次曲げ応力強さ (MPa)	214	396	【評価点4】
	一次+二次応力強さ (MPa)	557	354	【評価点4】 ^(注1)
	疲労評価	0.134	1.0	【評価点6】

(注1) 簡易弾塑性解析を実施し、疲労評価により発生値が許容値を満足することを確認している。

6. 6 その他

応力評価の手法については、新規制一括工認における管台の応力評価に適用されているものである。

また、新規制一括工認において、コールドレグの管台である蓄圧タンク注入管台及び充てん管台は、当該管台と同様、一次＋二次応力強さの発生値が許容値を上回っており、簡易弾塑性解析を実施し、疲労評価により発生値が許容値を満足することを確認している。

以上のことから、当該管台の評価は特異なものではないと考える。

7. 1 次冷却材管 4 B 加圧器スプレイ管台の強度評価について

7. 1 概 要

本資料は、1次冷却材管 4 B 加圧器スプレイ管台が十分な強度を有することを確認するため、設計確認として実施した強度評価についてまとめたものである。評価の結果、発生値は許容値を満足しており、十分な強度を有していることを確認した。

適用規格は、次のとおりである。

- (1) 日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2005/2007)
(以下「JSME S NC1」という。)

7. 2 記号の説明

本資料で用いる記号については、次に定義する。

記 号	単 位	定 義
F	MPa	ビーグ応力
F _x	kN	X軸方向の荷重
F _y	kN	Y軸方向の荷重
F _z	kN	Z軸方向の荷重
M I N (A、B)	MPa	A又はBの2つの値のうち小さい方の値
M _x	kN・m	X軸回りのモーメント
M _y	kN・m	Y軸回りのモーメント
M _z	kN・m	Z軸回りのモーメント
P _b 、P _b	MPa	一次曲げ応力
P _L 、P _L	MPa	一次局部膜応力
P _m 、P _m	MPa	一次一般膜応力
Q	MPa	二次応力
S _m	MPa	設計応力強さ
S _u	MPa	設計引張強さ
S _y	MPa	設計降伏点
U	—	疲労累積係数

7. 3 評価方針

4 B 加圧器スプレイ管台の評価では、「3.1 荷重の組合せ及び許容応力」にて設定した荷重の組合せ及び許容限界に基づき、「4. 荷重条件」に示す荷重によって発生する応力等が許容内に収まることを確認する。

7. 3. 1 荷重の組合せ及び許容応力

荷重の組合せ及び許容応力を第3-1表及び第3-2表に示す。また、材料の設計応力強さ及び設計引張強さを第3-3表に示す。考慮する設計過渡条件は、「原子炉容器上部ふた取替工事」の工事計画認可申請書 添付資料2-2「強度計算方法」(平成17・11・08原第7号、平成17年12月22日付け認可)に記載したものと同じである。

7. 3. 2 内圧による応力

内圧による応力は、有限要素法及び規格式により算出する。有限要素解析モデル図を第3-1図に示す。

7. 3. 3 外荷重による応力

外荷重による応力は、はり理論及びバイラード法により算出する。

7. 3. 4 熱過渡による応力

熱過渡による応力は、有限要素法により算出する。有限要素解析モデル図は、内圧による応力を算出するモデルと同じである。

第3-1表 荷重の組合せ

状 態	荷重の組合せ
設計条件	P + M + D
供用状態 A, B	P + M + D + T + O
供用状態 C	P + M + D
供用状態 D	P + M + D + A
試験状態	P + M + D

記 号

P : 壓 力

M : 機械的荷重(自重、熱膨張荷重を除く) ^(注)

D : 自重

T : 熱膨張荷重

O : 热過渡

A : 事故時荷重

(注) 1次冷却材管の場合、M=0である。

第3-2表 許容応力

応力分類 状 態	一次一般膜 応力強さ P_m	一次局部膜 応力強さ P_L	(注1、2) 一次膜+一次曲げ 応力強さ $P_L + P_b, P_m + P_b$	一次+二次 応力強さ $P_L + P_b + Q$	一次+二次 +ピーカ 応力強さ $P_L + P_b + Q + F$
設計条件	S_m	$1.5 S_m$	$\alpha (S_m)$	—	—
供用状態 A及びB	—	—	—	(注4) $3 S_m$	(注5) $U \leq 1.0$
供用状態 C	$1.2 S_m$	$1.8 S_m$	$\alpha (1.2 S_m)$	—	—
供用状態 D	$\text{MIN}(2.4 S_m, 2/3 S_u)$	$\text{MIN}(3.6 S_m, S_u)$	$\text{MIN}(\alpha(2.4 S_m, 2/3 S_u))$	—	—
試験状態	$0.9 S_y$	$1.35 S_y$	$1.35 S_y$ (注3)	—	—

(注1) α は応力解析における純曲げによる全断面降伏荷重と初期降伏荷重の比又は 1.5 のいずれか小さい方の値であり、次式より求まる形状係数である。

$$\alpha = \text{MIN} \left[\frac{32(1 - (di/do)^3)}{6\pi(1 - (di/do)^4)}, 1.5 \right]$$

ここで、

di : 管台内径
do : 管台外径

(注2) 試験状態に適用する一次膜は一次一般膜応力である。

(注3) 一次曲げ応力が発生する部位の一次一般膜応力強さが $2/3 S_y$ を超える場合には $2.15 S_y - 1.2 P_m$ に置換える。

(注4) 応力強さの全振幅に対する評価値であり、これを超える場合は簡易弾塑性解析を行う。

(注5) 疲労評価において、設計繰返し回数が 2 種類以上あるので、疲労累積係数が 1.0 以下であること。

第3-3表 設計応力強さ及び設計引張強さ

(単位 : MPa)

材 料	設計応力 強さ等の 種 類	供用状態					使 用 箇 所
		設 計 条 件	供用状態 A、B	供用状態 C	供用状態 D	試験 状 态	
SUSF316	(注1) S_m	114	120	113	113	—	4 B 加圧器 スプレイ管台
	(注2) S_y	—	—	—	—	205	
	(注3) S_u	—	—	—	427	—	
SCS14A	(注1) S_m	115	121	113	113	—	27.5 ^{IN} ID 主管 (コールドレグ)
	(注2) S_y	—	—	—	—	205	
	(注3) S_u	—	—	—	420	—	

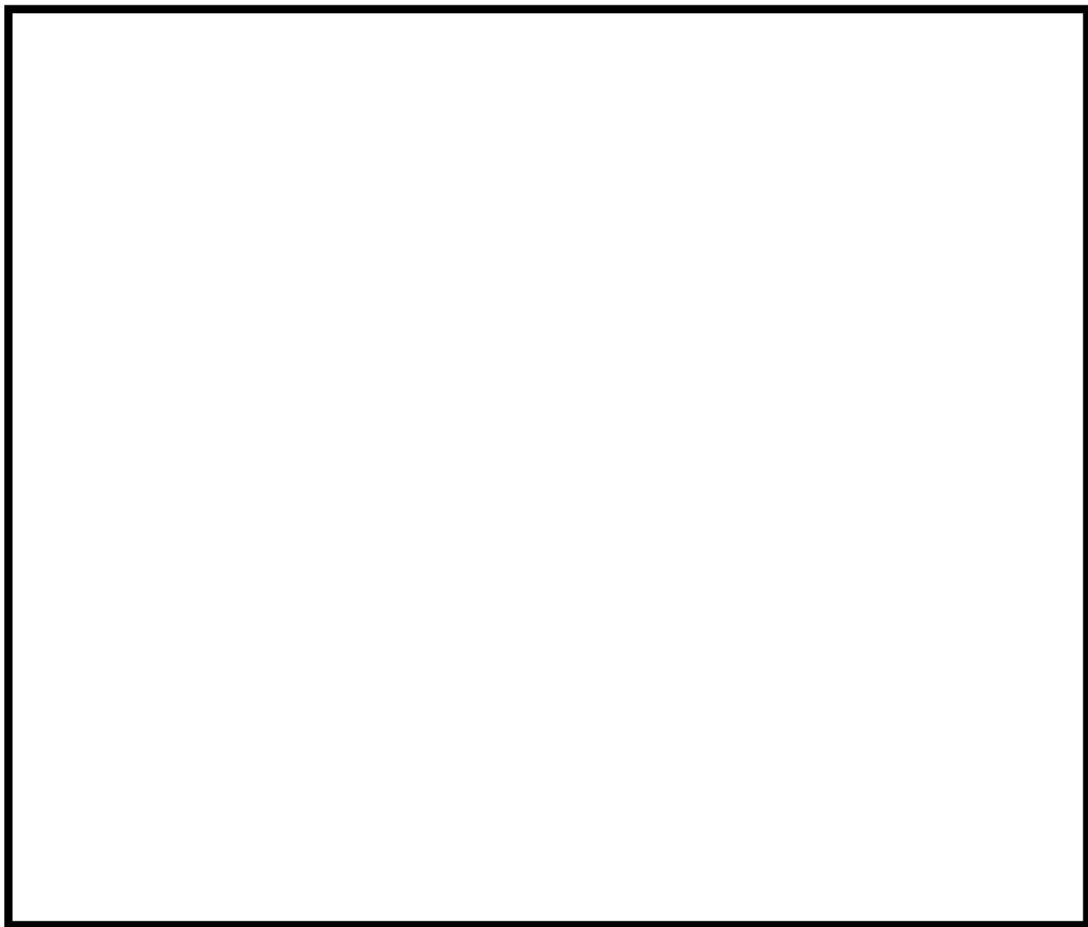
(注 1) 設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 1 による。

(注 2) 設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 8 による。

(注 3) 設計建設規格 付録材料図表 Part5 表 9 による。



:枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



第3-1図 有限要素解析モデル図

[Redacted area]:枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

7. 4 荷重条件及び

管台に作用する荷重として、加圧器スプレイ配管の解析から得られた反力を第4-1表に示す。また、疲労評価に用いる設計過渡回数を第4-2表に示す。

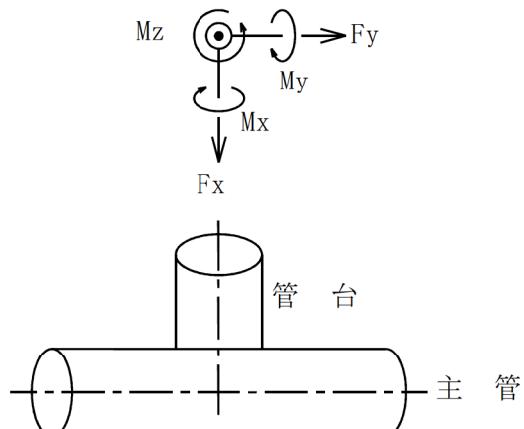
第4-1表 管台に作用する荷重

作用箇所	荷重の種類	軸力 (kN)			曲げモーメント (kN·m)		
		Fx	Fy	Fz	Mx	My	Mz
4 B 加圧器 スプレイ管台	自重 (注1)						
	熱膨張 (注2)						
	事故時 (注3)						

(注1) 自重解析による機械的荷重。

(注2) 熱膨張荷重は、供用状態A、Bに適用する。

(注3) 事故時荷重は、供用状態Dにて一次応力強さが最も大きくなる符号の組合せを適用する。



[REDACTED] :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第4-2表 設計過渡回数

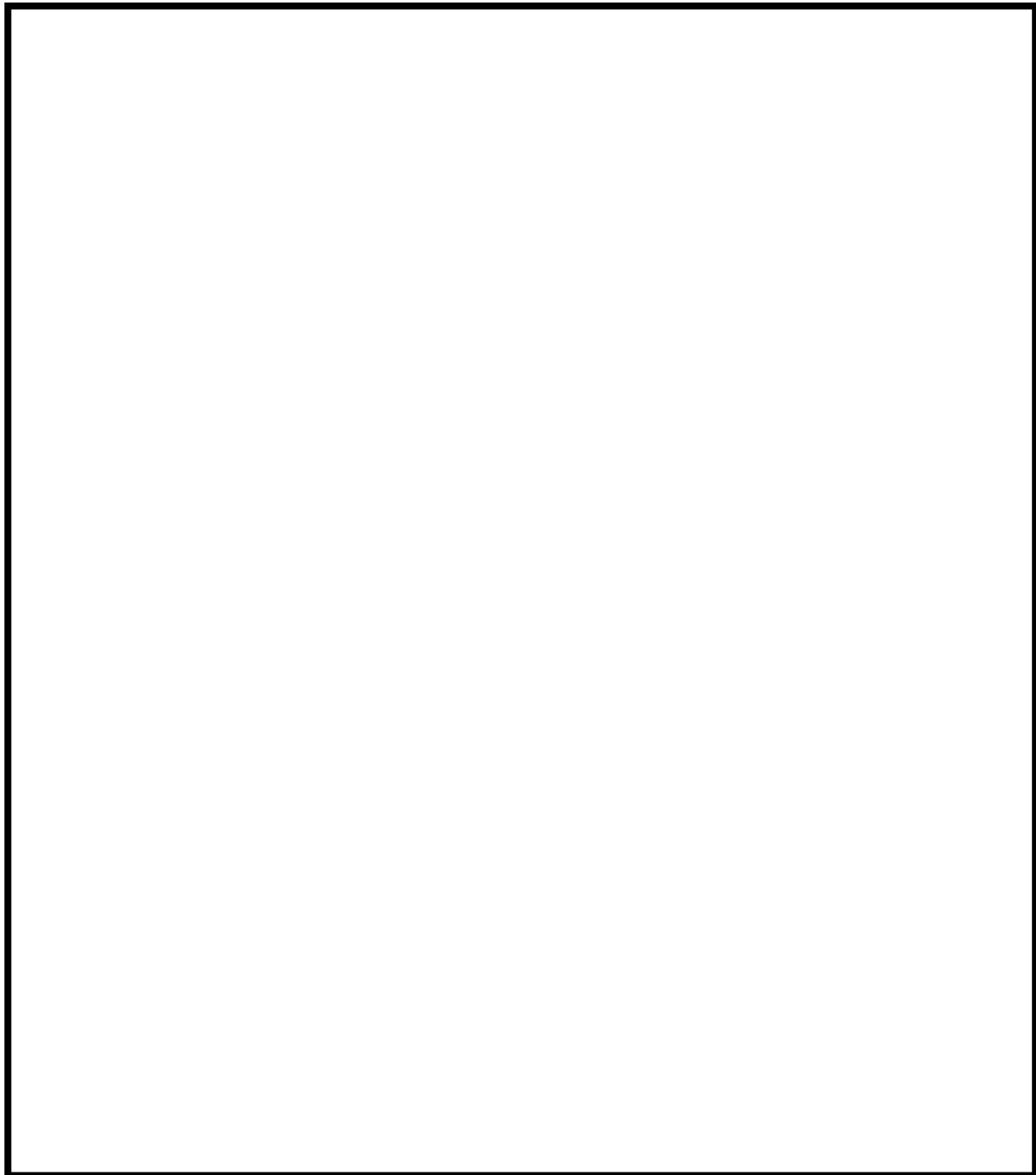
過 渡 条 件		回 数
供用状態	起 動 (温度上昇率 55.6°C/h)	
	停 止 (温度降下率 55.6°C/h)	
	負荷上昇 (負荷上昇率 5%/min)	
	負荷減少 (負荷降下率 5%/min)	
	90%から 100%へのステップ状負荷上昇	
	100%から 90%へのステップ状負荷減少	
	100%からの大きいステップ状負荷減少	
	定常負荷運転時の変動	
	A 燃料交換時	
	0%から 15%への負荷上昇	
供用状態	15%から 0%への負荷減少	
	1 ループ停止／1 ループ起動	停 止
		起 動
	負荷の喪失	
	外部電源喪失	
	1 次冷却材流量の部分喪失	
	100%からの原子炉トリップ	不注意な冷却を伴わないトリップ
		不注意な冷却を伴うトリップ
		不注意な冷却と SI を伴うトリップ
	1 次冷却系の異常な減圧	
B	制御棒クラスタの落下	
	出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動	
	1 次冷却系停止ループの誤起動	
	タービン回転試験	
	1 次系漏えい試験	



:枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

7. 5 評価結果

4 B 加工器スプレイ管台の形状、寸法、材料及び評価点を第5-1図に、評価結果の概要を第5-1表及び第5-2表に示す。発生値は許容値を満足しており、各状態において十分な強度を有していることを確認した。



第5-1図 形状、寸法、材料及び評価点

■ :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第5-1表 強度評価結果

評価部位	状態	応力分類	発生値	許容値	備考
4 B 加压器 スプレイ管台	設計条件	一次一般膜応力強さ (MPa)	101	114	【評価点9L～14C】
		一次膜+一次曲げ応力強さ (MPa)	111	171	【評価点13L, 14L】
	供用状態 A及びB	一次十二次応力強さ (MPa)	195	360	【評価点13L, 13C】
		疲労評価	0.001	1.0	【評価点9L】
	供用状態 C	一次一般膜応力強さ (MPa)	111	135	【評価点9L～14C】
		一次膜+一次曲げ応力強さ (MPa)	122	203	【評価点13L, 14L】
	供用状態 D	一次一般膜応力強さ (MPa)	111	271	【評価点9L～14C】
		一次膜+一次曲げ応力強さ (MPa)	122	406	【評価点13L, 14L】
	試験状態	一次一般膜応力強さ (MPa)	126	184	【評価点9L～14C】
		一次局部膜応力強さ (MPa)	139	276	【評価点13L, 14L】
		一次膜+一次曲げ応力強さ (MPa)	96	276	【評価点2】

7. 6 その他

応力評価の手法については、原子炉容器上部ふた取替工事 工事計画認可申請書（平成17・11・08原第7号、平成17年12月22日付け認可）における管台の応力評価に適用されているものである。

以上のことから、当該管台の評価は特異なものではないと考える。

8. 原子炉冷却材圧力バウンダリに属する配管に対する LBB 成立性評価について

今回の取替え配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリに属する配管に対する LBB 成立性評価結果に関する説明書において、原子力発電所配管破損防護設計技術指針（以下「JEAG4613」という）に基づき、次ページ以降に記載のとおり、LBB 成立性評価を実施している。

(1)LBB 成立性評価の前提条件

今回の取替え配管について、LBB 成立性評価の前提条件となっている保安規定にて定められた運転管理面及び構造健全性についての要求事項に対して以下のとおり適合していることを示す。

資料6 別添1 「原子炉冷却材圧力バウンダリに属する配管に対するLBB成立性評価結果に関する説明書」（抜粋）

5. LBB 成立性評価の前提条件の確認

前章まででLBB 成立性評価について記載したが、本章では、LBB概念を適用する前提条件となっている保安規定にて定められた運転管理面及び構造健全性についての要求事項に適合していることを示す。

5.1 運転管理

5.1.1 漏えいを監視する装置

原子炉冷却材圧力バウンダリ配管から原子炉格納容器内への漏えいが生じたときに、 $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ (1 gpm) の漏えいを1時間以内に確実に検出して自動的に警報を発信する目的で以下に示す3種類の漏えいを監視する装置が設置されている。

漏えいを監視する装置の構成並びに計測範囲及び警報動作範囲については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の資料23「原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」において説明する。

(1) 凝縮液量測定装置

原子炉冷却材圧力バウンダリ配管からの漏えい水のうち蒸気分の凝縮液を検知する装置

(2) 炉内計装用シンプル配管室ドレンピット漏えい検出装置

原子炉冷却材圧力バウンダリ配管からの漏えい水のうち、炉内計装用シンプル配管室へ流入する原子炉容器周りからの液体分を検出する装置

(3) 格納容器サンプ水位上昇率測定装置

炉内計装用シンプル配管室以外の原子炉容器周り及びループ室の液体分並びに原子炉冷却材圧力バウンダリ配管からの蒸気分の凝縮液を合わせたすべての漏えい水を検知する装置

5.1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリの漏えい管理

原子炉運転中、漏えいを監視する装置により原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい量を監視し、 $0.23 \text{ m}^3/\text{h}$ (1 gpm) を超える漏えいを検知した場合は速やかに通常の原子炉停止操作を行う。

2020年10月20日付け関原発第356号にて申請した
「設計及び工事計画認可申請書」より抜粋

5.2 構造健全性

5.2.1 品質管理

原子炉冷却材圧力バウンダリに属するステンレス鋼管の品質確保を目的とし、以下のとおり規格・基準に適合した材料の選定、設計、製作、試験、検査を行うことにより、構造健全性を確認する。

(1) 材料の選定

原子炉冷却材圧力バウンダリに属するステンレス鋼管の材料は、JSME 及び材料規格に適合するよう選定しており、具体的には、SCS14A、SUS316TP 及び SUSF316 を使用している。

(2) 構造設計

原子炉冷却材圧力バウンダリに属するステンレス鋼管の構造は、JSME のクラス 1 配管に関する規定 (PPB-1000～PPB-5000) に適合するよう設計している。

(3) 製作

原子炉冷却材圧力バウンダリに属するステンレス鋼管の溶接は、認可された溶接施工法及び昭和 45 年通商産業省令第 81 号、改正昭和 60 年 10 月 31 日通商産業省令第 65 号「電気工作物の溶接に関する技術基準を定める省令」の第 1 種管に関する規定 (第 36 条、第 37 条)、日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格」(JSME S NB1-2007) のクラス 1 配管に関する規定 (N-5010～N-5140) 又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格 (2012 年版 (2013 年追補を含む。))」(JSME S NB1-2012/2013) のクラス 1 配管に関する規定 (N-5010～N-5130) ^(注 1)に基づき行っている。

(注 1) 今回の申請範囲に適用する。

補-62 参照

(4) 試験・検査

原子炉冷却材圧力バウンダリに属するステンレス鋼管の供用前及び供用期間中の試験・検査等は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」(JSME S NA1-2008) 又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格 (2012 年版)」(2013 年追補及び 2014 年追補を含む。) (JSME S NA1-2012/2013/2014) ^(注 1)に基づき実施している。

(注 1) 今回の申請範囲に適用する。

2020年10月20日付け関原発第356号にて申請した
「設計及び工事計画認可申請書」より抜粋

5.2.2 損傷防止対策

原子炉冷却材圧力バウンダリに属するステンレス鋼管については、前述の 5.2.1 で記載する品質管理、供用前及び供用期間中検査計画に従って製作・保守し、配管の損傷防止対策を講じている。さらに、JEAG4613 を適用するためには応力腐食割れ（以下「S C C」という。）及び高サイクル熱成層化現象の発生防止が前提条件となるので、以下にこれらへの適合性を示す。

(1) S C C の発生防止対策

S C C は、材料（材料の銳敏化）、応力（溶接引張残留応力）、環境（高溶存酸素）の 3 要因が重畠することにより発生するものであり、S C C の発生防止対策を実施しており L B B 概念適用の前提条件に適合している。

クラス 1 機器の S C C の発生防止対策については、資料 3 「クラス 1 機器及びクラス 1 支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書」において説明する。

(2) 高サイクル熱成層化現象の発生防止対策

高サイクル熱成層化現象については、原子炉冷却材圧力バウンダリ配管に対して日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」（JSME S 017-2003）を適用し、閉塞分岐管滞留部の熱成層化現象による疲労損傷の可能性がなく、問題ないことを確認しており、L B B 概念適用の前提条件に適合している。

配管の高サイクル熱成層化現象に関する評価については、資料 7 「流体振動又は温度変動による損傷の防止に関する説明書」において説明する。

2021 年 4 月 2 日付け関原発第 9 号にて申請した
「設計及び工事計画認可申請書の一部補正」より抜粋

(2)応力腐食割れの発生防止対策

資料3 「クラス1機器の応力腐食割れ対策に関する説明書」（抜粋）

1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第17条、第18条及びそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、クラス1機器及びクラス1支持構造物が応力腐食割れ発生の抑制を考慮した設計となっていることを説明するものである。

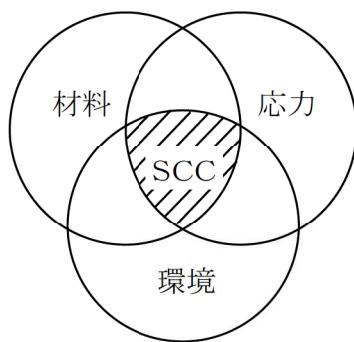
2. 基本方針

申請範囲におけるクラス1機器及びクラス1支持構造物は、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2001) 及び (JSME S NC1-2005)【事例規格】発電用原子力設備における「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」(NC-CC-002)（以下、「JSME事例規格」という。）に基づき、応力腐食割れ発生環境下に対する適切な耐食性を有する材料の使用、運転中の引張応力を軽減する設計及び製作時の引張残留応力を低減させる工法や発生した引張残留応力の低減対策の実施、並びに保安規定に基づく水質管理等の応力腐食割れ発生の抑制を考慮した設計とする。

3. 応力腐食割れ発生の抑制策について

(1) 応力腐食割れ発生の前提条件について

応力腐食割れ(SCC)は、材料が特定の応力条件と環境条件にさらされたときに割れを生じる現象であり、下図に示すとおり、材料・応力・環境の3要因が重畠した場合に発生する。



補-61～64 参照

一般的に応力腐食割れを抑制するためには、以下に示すように3要因のうちの1要因以上を取り除く必要がある。

- a. 応力腐食割れ発生環境下において、応力腐食割れ発生の可能性が高い材料の選定を避ける。
- b. 引張応力を軽減する設計と製作時の引張残留応力を低減させる工法や発生した引張残留応力の低減処理技術を採用する。
- c. 応力腐食割れの発生に寄与する腐食環境を緩和する設計と水質管理技術を採用する。

2020年10月20日付け関原発第356号にて申請した
「設計及び工事計画認可申請書」より抜粋

(2) 申請範囲における応力腐食割れ発生の抑制策について

申請範囲におけるクラス1機器及びクラス1支持構造物は、以下を考慮することにより応力腐食割れの発生を抑制している。

a.配管及び弁

(a)材料選定

補-65～67 参照

当該部に使用する材料は、炭素含有量を制限 ($C \leq 0.05\%$) したSUS316系材料であり、応力腐食割れの感受性が低く、これまで PWR の 1 次系高温環境下における応力腐食割れ対策材料として多く使用されている。

(b) 発生応力

補-68 参照

当該部は、運転中の引張応力が増大する設計及び製作時の引張残留応力が高くなる工法を避けて設計し、溶接施工に関しては、日本機械学会「発電用原子力設備規格 溶接規格(JSME S NB1-2012/2013)」に基づき十分な品質管理を行う。

また、表面の硬化による応力腐食割れの発生防止のために、今回の工事範囲において、配管内表面の機械加工として加工硬化の低減を図る加工方法を用いるとともに、配管内表面の機械加工として加工硬化の低減を図る加工方法を適用できない部分については、引張残留応力の改善を図るバフ研磨を行う。

(c)環境

定格出力運転時の 1 次冷却材中の溶存酸素及びその他の不純物濃度が十分低くなるよう保安規定に基づく水質管理を行う。

また、塩化物及びフッ化物混入防止対策を行い、塩化物及びフッ化物に起因する応力腐食割れの発生を防止する。

b.支持構造物

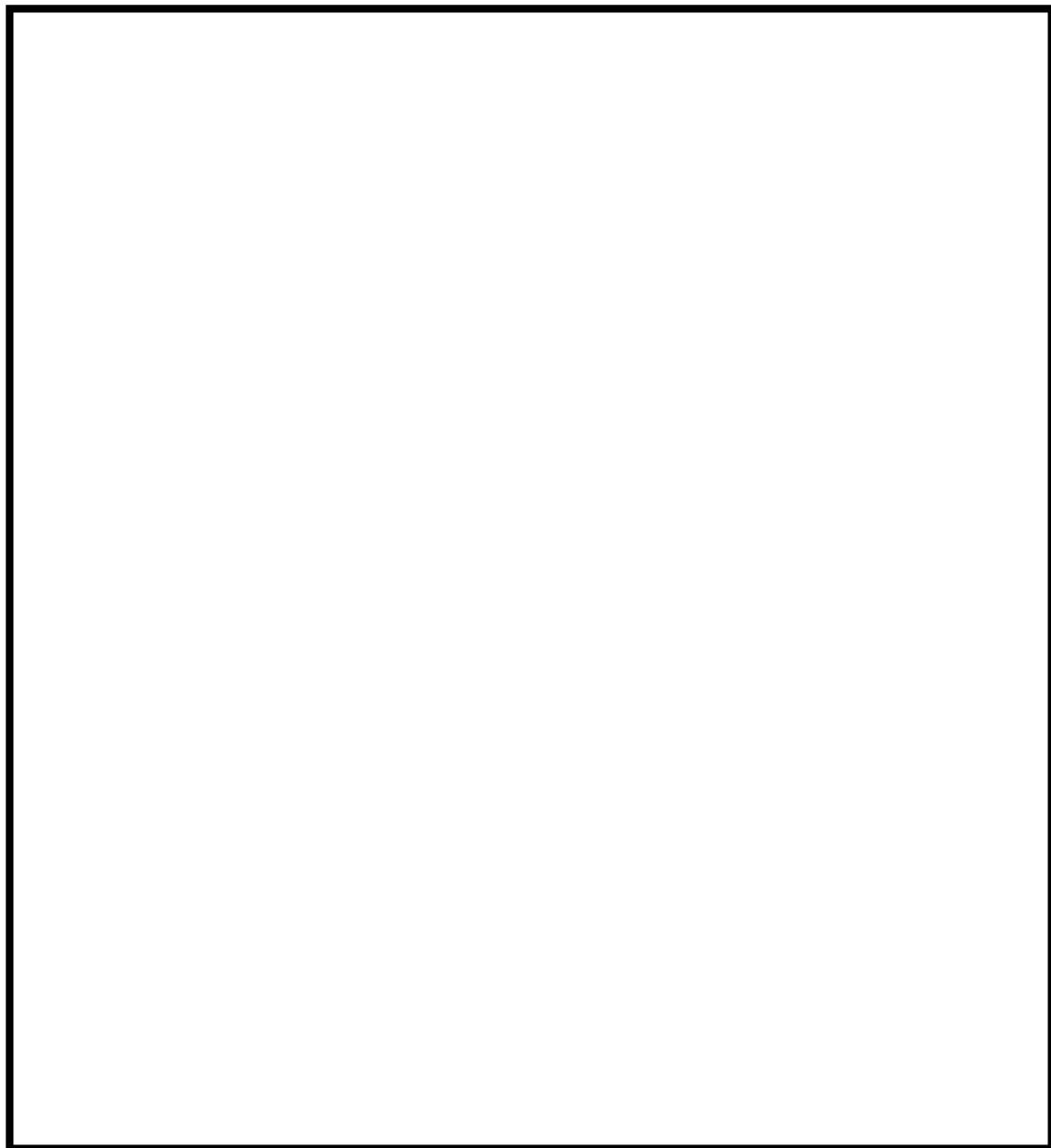
当該部の支持構造物については、1次系高温環境に接液しないこと並びに塩化物及びフッ化物混入防止対策を行い、応力腐食割れの発生を防止している。

2021年4月2日付け関原発第9号にて申請した

「設計及び工事計画認可申請書の一部補正」より抜粋

(3)LBB成立性評価

クラス1機器の運転状態IVの強度評価における「IV-a 1次冷却材喪失事故」の事象の想定において、本工事の取替範囲である4B配管については、LBB評価上考慮すべき作用応力が判定応力内であることから、配管破損形式は漏えいであることを確認した。なお、本結果については、本工事の取替え前と同じ結果である。また、類似性の高い箇所については、既工認から変更なしである。



□ :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第3-1表 配管の破損形式及び開口面積

呼び径 (B)	4
外径 D _o (mm)	114.3
板厚 t (mm)	13.5
想定き裂角度 2θ (°) (注5)	96.9
判定応力 (× S _m) (注2)	1.54
作用応力	(注1, 3) 破損形式 (B) (L) 及び 開口面積 (mm ²)
σ _t = 0.5 S _m σ _b = 0	L(16)
σ _t = 0.5 S _m σ _b = 0.5 S _m	L(52)
σ _t = 0.5 S _m σ _b = 1.0 S _m	L(169)
σ _t = 0.5 S _m σ _b = 1.5 S _m	B
σ _t = 0.5 S _m σ _b = 2.0 S _m	B
判定応力 (注2)	L(187)

- (注1) B : 破断を想定する。
L : 漏えいを想定する。
() 内数値は開口面積 (mm²)。
(注2) 判定応力 ($\sigma_t + \sigma_b$) 及び作用応力のうち、 σ_t (膜応力) は内圧で 0.5 S_m とみなし、残りは σ_b (曲げ応力) とする。ただし、S_m は 114.7 MPa とする。
(注3) 開口面積は作用応力に応じて内挿するものとする。
(注5) 想定き裂角度 2θ は、想定き裂長さに対する中心角を表わす。

第4-1表 LBB 成立性評価結果 (1/2)

分類	破損想定位置	呼び径 (B)	作用応力 (× S _m)			判定応力 (× S _m)	配管破損形式	開口面積 (mm ²)	配管破損反力 (kN)
			膜応力 ^(注1)	曲げ応力 ^(注2)	合計応力				
分岐管台 ^(注4)	加圧器スプレイ管台 ^(注6)	4	0.5	1.03	1.53	1.54	L	183	5

- (注1) 膜応力は第3-1表の(注2)に従い、0.5 S_m とする。
(注2) 曲げ応力は自重、熱膨張、機械的荷重及び地震による応力値を合算し、小数第3位を切り上げたものとする。
(注4) 同一種類の管台で複数存在する場合、厳しい側の結果を代表として記載する。
(注6) 今回の申請にて、新規に評価を実施した。

補-69,70 参照

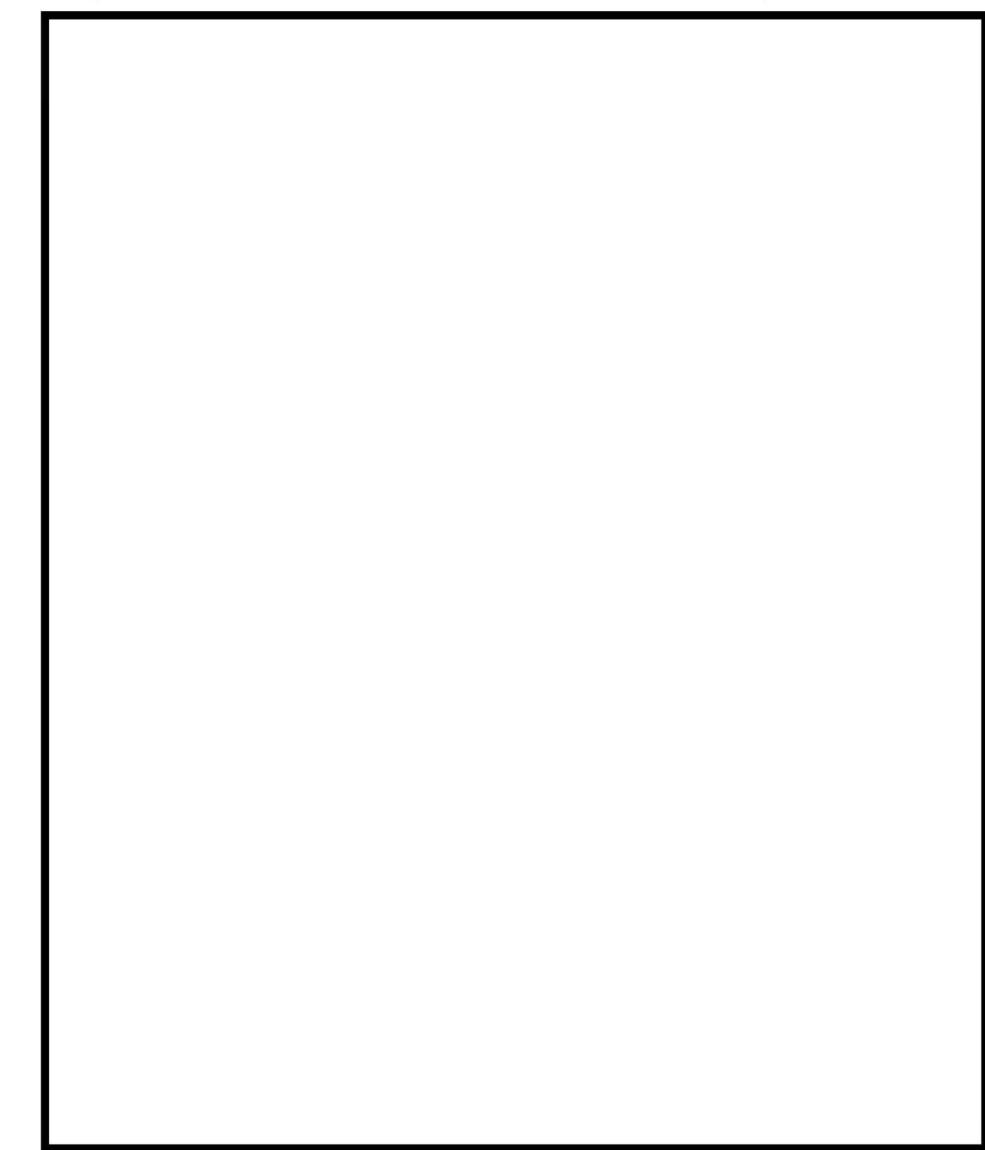
JEAG4613の表2に記載の想定亀裂角度は、5gpmの漏えいを生じる貫通亀裂長さ(2c')と、疲労による亀裂進展解析の結果得られる貫通亀裂長さ(2c)を比較して、長い方を想定亀裂として設定し、算出されたものである。4B配管の想定亀裂角度については、2c : 88.7°、2c' : 96.9°であることから、5gpmの漏えいを生じる貫通亀裂長さによる角度(2c')の96.9°となっている。

亀裂進展解析において想定する疲労亀裂の進展速度は、JEAG4613に記載の通り、国内軽水炉環境下の試験データに基づく相関式を使用して算出されている。なお、JSME維持規格にて使用の認められている「オーステナイト系ステンレス鋼のPWR一次系水質環境中の疲労亀裂進展速度線図」とは算出式が異なるが、おおむね等しい進展速度となる。

<JSME 事例規格と今回の取替工事における SCC 抑制に対する考慮事項との関連>

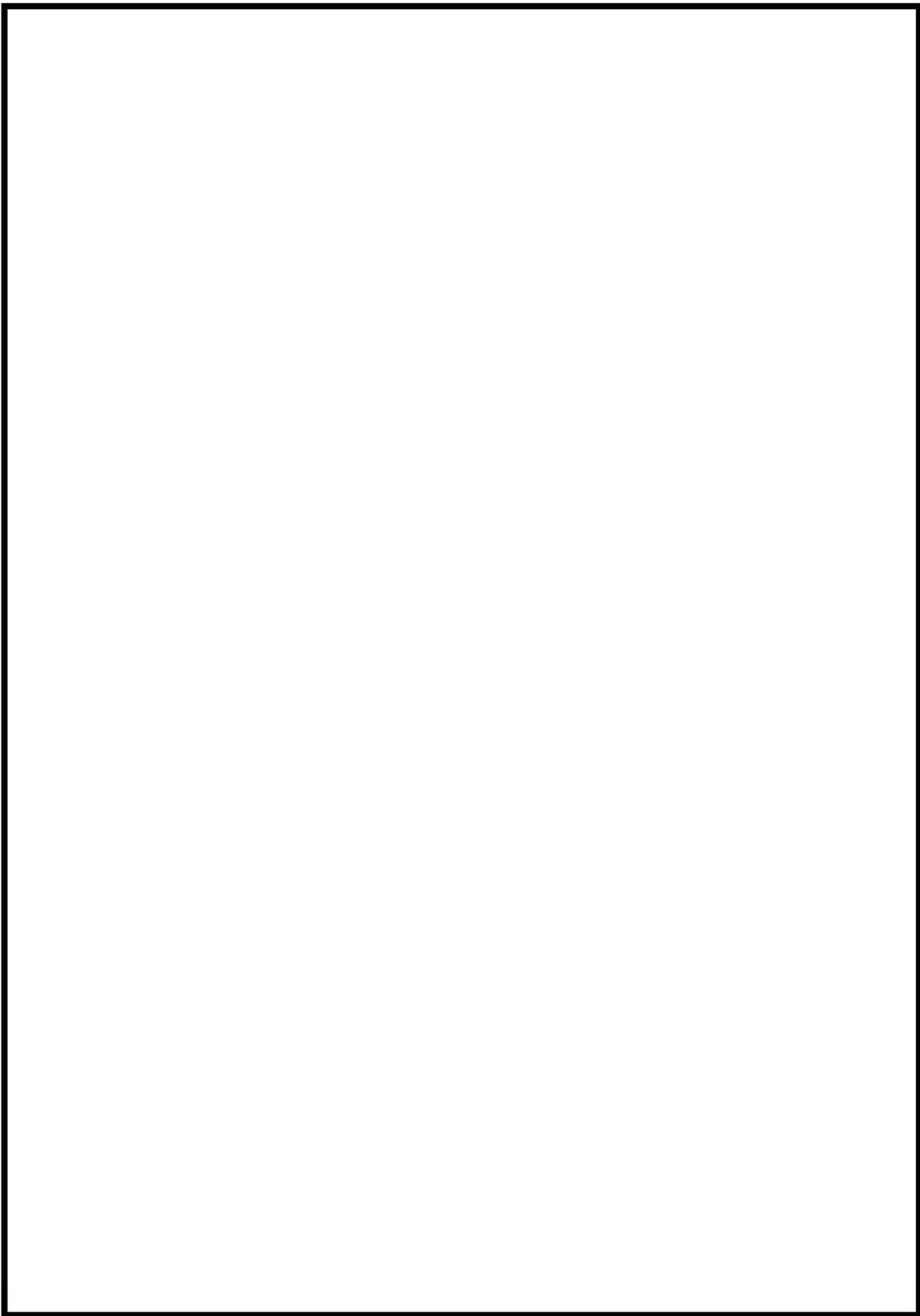
技術基準規則 17 条 (材料及び構造)において、クラス 1 機器又はクラス 1 支持構造物は、「使用中の応力その他の仕様条件に対する適切な耐食性を含む」ことが求められており、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」(JSME S NC1-2001) 及び (JSME S NC1-2005)【事例規格】発電用原子力設備における「応力腐食割れ発生の抑制に対する考慮」(NC-CC-002) によることと規定されている。

JSME 事例規格 付録 2 フローについて、今回の取替工事における SCC 抑制に対し、以降に示すとおり、材料の選定および保安規定に基づく溶存水素濃度の制限 ($15\sim50\text{cm}^3\text{-STP/kg}\cdot\text{H}_2\text{O}$) を行っており、環境、材料に関する対策を実施していることから、SCC は発生しにくいと考えているが、事例規格に記載の応力低減/改善のうち、当該溶接部に対し合理的に実施可能な対策である低応力設計、冷間加工低減設計、残留応力低減熱処理、強表面加工の回避、低残留応力施工及び表面研磨を採用するものである。

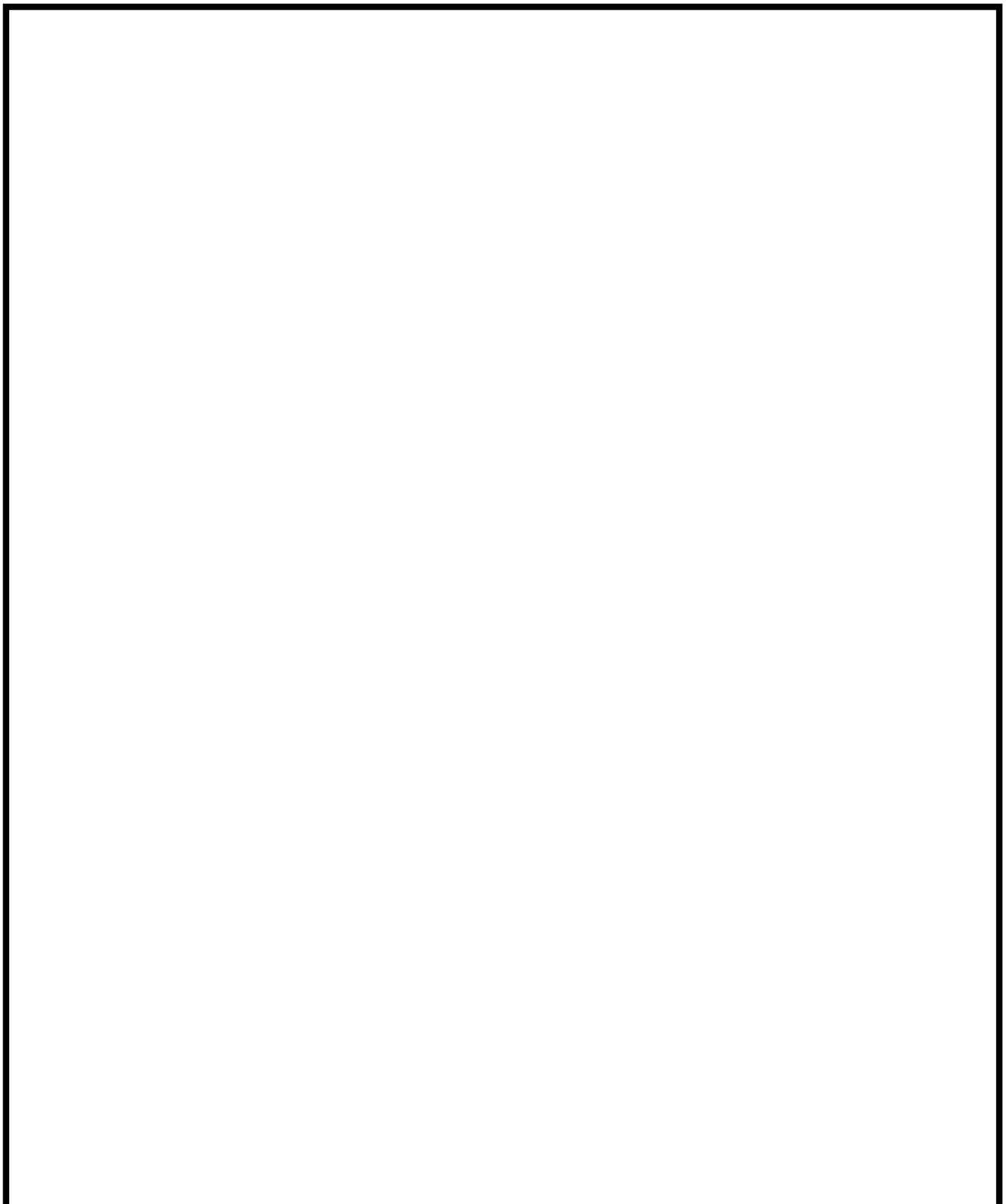


□ :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

 :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



□ :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。



□ :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<SUS316 (C≤0.05%) 採用理由>

本工事においては、同材料、同仕様（外径、厚さ）の配管取替えを実施することとしており、使用する材料は、SUS304 に Mo を添加し耐食性を向上させた SUS316 系材料である。更に炭素含有量の制限 (C≤0.05%*) により結晶粒界のクロム炭化物の析出を抑制し、クロム欠乏層を減少させて鋭敏化にくくすることで応力腐食割れの感受性が更に低くなっている。これまでも PWR の 1 次系高温環境下における応力腐食割れ対策材料として多く使用されているものである。

なお、原子力発電所配管破損防護設計技術指針（以下「JEAG4613」という）において O₂SCC 対策として挙げられている SUS316NG (C≤0.02%) 材は、発電用原子力設備規格 材料規格（2012 年版）において、「沸騰水型原子炉で生じた配管の応力腐食割れに対し、対策材として開発されたもので、加圧水型原子炉（PWR）環境での耐食性は確認されていないことから、耐食性目的での適用用途は沸騰水型原子炉に限定した」と記載されている。（参考 1-1）

一方、下記の点より、応力腐食割れの感受性の低い SUS316 材（炭素含有量 0.08% 以下）を採用することで、O₂SCC の懸念はないと考えているが、念のため O₂SCC 感受性が更に低い炭素含有量を 0.05% 以下に制限した SUS316 材を用いるものである。

- ・BWR プラントの水質環境に比べ、PWR プラントでは溶存酸素濃度及び塩化物イオン濃度が低く管理されていることから、O₂SCC が発生し難い環境であり（参考 1-1-1）、これまで国内 PWR プラントの水質環境下において、配管では損傷事例は確認されていないこと。
- ・今回の加圧器スプレイ配管溶接部の破面調査の結果、金属組織は段状組織を呈しており、O₂SCC によくみられる鋭敏化の兆候（溝状組織）は認められなかったこと。

*次ページに示す試験結果は、PWR 水質の腐食環境下にある条件（酸素飽和環境）で試験片に連続的な歪みを付与し、試験片を強制的に破断（SSRT TEST : Slow Strain Rate Technique TEST）させ、SCC 感受性を有すると破面が粒界割れとなる特徴を使って SCC 感受性を評価したものである。ただし、保守的な条件での試験であり、SSRT TEST で SCC 感受性を有することは SCC が発生することと同義ではない。

図 1 の縦軸「A_{SCC}/A₀ (%) (SSRT TEST)」は、破断後の破面観察にて、破面の全断面積 (A₀) と SCC 破面の面積 (A_{SCC}) との比を SCC 感受性パラメータとして定義しているものであり、値が大きいと SCC 感受性を高いことを示している。また、横軸「Pa (C/cm²·GBA (Grain Boundary Area : 結晶粒界エリア))」は、鋭敏化して結晶粒界（以下、粒界という。）に Cr 欠乏層が生じると粒界での金属溶解が促進される特徴を使って、電解液中で電圧を加えた際の試験片の金属溶解量 (= 電気量 (C) として測定) を溶出元である粒界の単位面積 (cm²·GBA) 当たりに換算し、鋭敏化度 (EPR 値) として定義したものである。

図 2 は、材料中の炭素量と溶接による鋭敏化度 (EPR 値) の関係を示しており、

炭素量が少なくなるにつれ粒界のクロム炭化物の析出を抑制し、クロム欠乏層が減少して鋭敏化度が小さくなる（SCC 感受性が小さくなる）傾向を示している。同一炭素濃度の場合、SUS316 材は SUS304 材に比べ鋭敏化し難い傾向にあり、耐食性に優れている

図 1 より PWR 水質の酸素飽和環境下においては、 $2\text{C}/\text{cm}^2 \cdot \text{GBA}$ 以下では SUS316 材の O₂SCC 発生の感受性は無く、また、図 2 より炭素含有量と溶接による鋭敏化度の関係を調査した結果から、炭素含有量を 0.05% 以下に制限することで $2\text{C}/\text{cm}^2 \cdot \text{GBA}$ を下回ることが確認されていることから、炭素含有量を 0.05% に制限している。

【補足】SUS304 の鋭敏化傾向と O₂SCC 感受性

図 2 の炭素含有量と鋭敏化の関係に示すとおり、SUS316 に比べて SUS304 は耐食性が劣り、同じ炭素含有量であっても SUS304 がより鋭敏化する傾向がある。これは SUS316 に添加されている Mo の効果と考えられている。一方で、図 1 の SSRT 試験による鋭敏化と O₂SCC 感受性の関係では、SUS304 は SUS316 よりも鋭敏化に対して O₂SCC 感受性が低い傾向があるように見えるが、鋭敏化度と O₂SCC 感受性の関係は、SSRT 試験による割れ感受性（破面率）評価から材料毎に得られるものであり、これらの値を横並びに比較することは出来ない。SUS316 は SUS304 と比較して不働態皮膜が安定なため、EPR 計測時に流れる電気量 (C) が少なく、得られる EPR 値は小さくなる。



:枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<運転中の引張応力が増大する設計及び製作時の引張残留応力が高くなる工法を避けた設計の具体的な内容>

SCC は、材料、応力、環境の三因子が重畠し、特定の条件になったときに発生するものであり、三因子のうちの一因子以上を取り除けば SCC は発生しない。今回の申請範囲については、前述のとおり環境、材料の二因子に対して対策が講じられており、SCC 対策としては十分であると考えているが、応力についても以下のとおり運転中の引張応力が増大する設計及び製作時の引張残留応力が高くなる工法を避けた設計を行っている。

・運転中の引張応力の増大する設計を避けた設計

- 運転中の引張応力（内圧、自重、熱）が大きくならないように配慮したルート設計、サポート設計を行う。
- 切欠き、形状不連続部等の応力集中を生じさせる構造を避けた設計を行う。

・製作時の引張残留応力が高くなる工法を避けた設計

- 冷間加工により製造する曲げ管、エルボは、溶体化熱処理を実施し、残留応力の低減を図る。
- 開先加工（機械加工）部においては、表面が強加工とならないように配慮し、加工硬化の低減を図る加工法を採用する。なお、加工硬化の低減を図る加工方法を適用できない部分については、引張残留応力の改善を図るバフ研磨を行う。
- 溶接においては、JSME 設計・建設規格及び溶接規格に従った溶接部の設計、施工の計画を行う。補修溶接する際は、欠陥位置を特定し、極力補修範囲が少なくなるように施工する要領を定める。

<LBB 成立性評価における許容亀裂角度>

LBB 成立性評価は JEAG4613に基づいて実施している。JEAG4613 の表 2 では 5gpm の漏えいを生じる貫通亀裂長さと、疲労による亀裂進展解析の結果得られる貫通亀裂長さ (JEAG4613 付録 3.2.1 項に記載のとおり板厚の 5 倍を想定) を比較して、長い方を想定亀裂として想定亀裂角度を設定しており、4B 配管の場合は 96.9° となっている。

<JEAG4613 抜粋>



一方、JSME 維持規格の解説 3 E-21においても、添付 E-8 極限荷重評価法、添付 E-9 弾塑性破壊力学法の「許容欠陥長さは、 $2\theta \leq 60^\circ$ とする」との記載に対する根拠として「LBB が成立する欠陥角度は、ほぼ 2θ が 60° 以下である」と記載されている。

□ :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<JSME 維持規格 解説 3 E-21 抜粋>



JSME 維持規格の上記記載は破壊評価に用いる極限荷重評価法及び弾塑性破壊力学法に對して、許容欠陥深さの表による評価及び許容欠陥深さの式による評価における欠陥角度を 60°以下に制限※するためのものであり、JSME 維持規格として LBB 評価の成立条件として許容欠陥角度を 60° 以下に規定しているわけではない。

※60°を超える欠陥角度についても、許容曲げ応力による評価（事例規格 CC-002 「周方向欠陥に対する許容欠陥角度制限の代替規定」）を用いて評価することができるようになっている。

なお、JEAG4613 と JSME 維持規格の解説 3 E-21において LBB 評価の基準となる欠陥角度の記載が異なるのは、JEAG4613 では 4B 配管であれば前述の方法で想定亀裂角度を 96.9° と設定し、この想定亀裂角度に対する LBB 成立条件として判定応力（許容応力）が 1.54Sm であることを示しているのに対し、JSME 維持規格の解説 3 E-21 では 3.0Sm の作用応力が作用することを想定した場合に LBB 成立条件として許容亀裂角度がおよそ 60° 以下になることを示しているもので、考慮している条件が異なるためである。

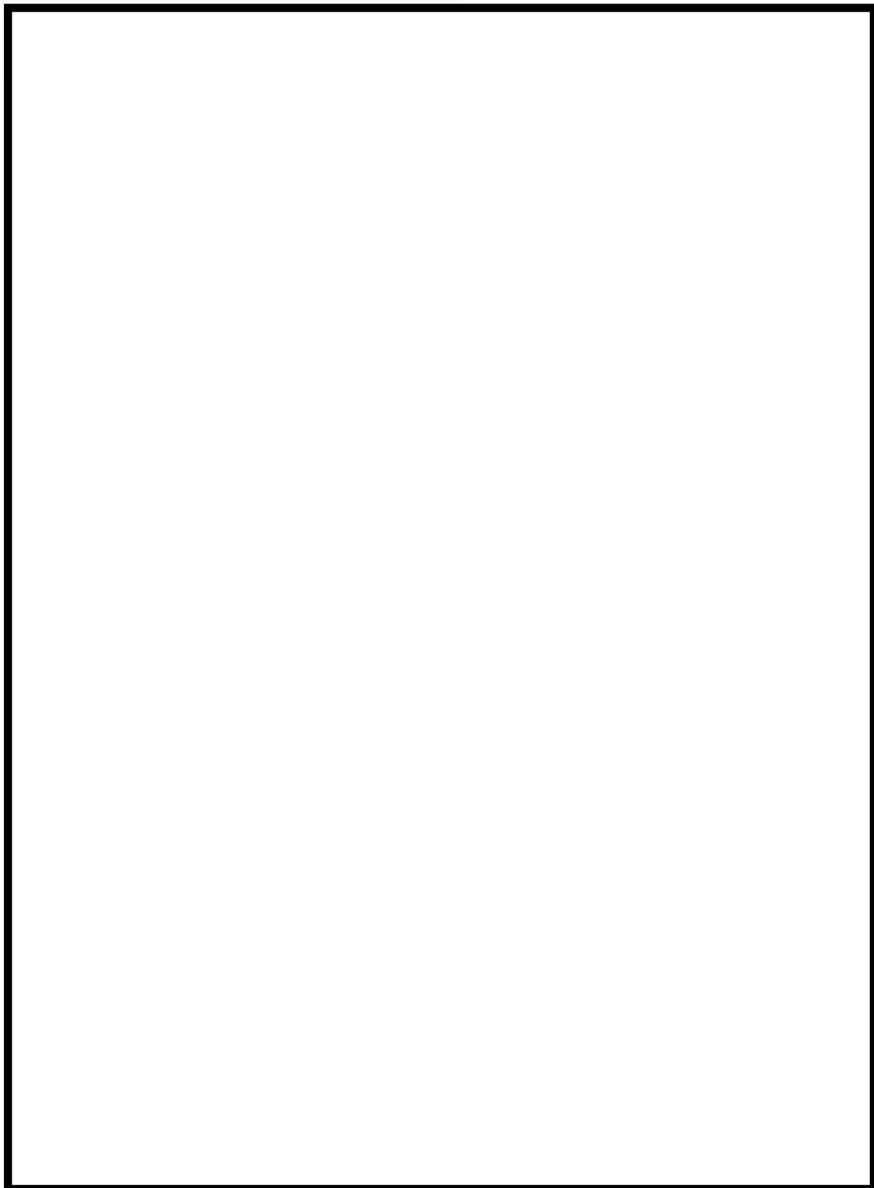


:枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

<JSME 維持規格に規定される欠陥評価における SCC の取り扱い>

クラス 1 機器の検査にて認められた欠陥指示に対する評価については JSME 維持規格の EB に規定されているが、EB-2010 にクラス 1 機器の評価不要欠陥寸法基準として、EB-2010 に「オーステナイト系ステンレス鋼管の場合、SCC による欠陥には適用しない」との記載がある。当該記載については、第一段階の欠陥評価（欠陥が十分小さく、詳細評価もしくは補修・取替無しに供用期間中継続使用可と判断できるかの評価）において、欠陥が SCC に起因するものと考えられる場合は欠陥寸法に因らず不適となるものである。第一段階の欠陥評価で供用期間中の継続使用可と判断できない場合、下図の通り第二段階の欠陥評価に移行できる。第二段階の欠陥評価については EB-4000 に規定されている通り、SCC 及び疲労によるき裂進展評価及び破壊評価を行う。

<JSME 維持規格 EB-5 抜粋>



□ :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

9. 1次系冷却系細管破断事故（III-a）として扱う配管破損事象の整理

強度に関する説明書において、III-a「1次系冷却系細管破断事故」とIV-a「1次冷却材喪失事故」は、1次冷却材圧力バウンダリの破損による漏えい事故であるが、建設時のプラント設計条件に基づき、事故による影響度合い（1次冷却系圧力等の変化幅や変化率）と発生頻度を考慮して以下のとおり区分している。なお、配管の破損形式は、破断（Break）と漏えい（Leak）の2種類あり、1Bを超える配管であっても配管の破損形態が漏えいとなり、かつ漏えい量が口径1Bの配管の断面積相当以下である場合は、破損時の開口面積に応じて、事故事象の区分をIII-aと定義している。

- ・III-a「1次系冷却系細管破断事故」：開口面積が口径1Bの配管の断面積相当以下の事象
- ・IV-a「1次冷却材喪失事故」：開口面積が口径1Bの配管の断面積相当を超える事象

上述の事象に対するプラント設計として、口径1Bの配管が破断した際の流出量は $150\text{m}^3/\text{h}^*$ 程度であるのに対し、流量制限オリフィスを分岐部に設置している配管が破断した際の流出量を $23\text{m}^3/\text{h}^*$ 程度に抑制し、運転中の1台の充てんポンプ（定格流量 $45.4\text{m}^3/\text{h}^*$ ）によって流出分を補う設計としている。

流量制限オリフィスを設置していない配管の損傷については、高圧注入系で対処する開口面積が口径1Bの配管の断面積相当以下の事象はIII-a「1次冷却系細管破断事故」に分類し、蓄圧注入系も含めて対処することとなる開口面積が口径1Bの配管の断面積相当を超える事象はIV-a「1次冷却材喪失事故」に分類し、区別している。

*RCSと充てんポンプ廻りで冷却水密度が異なるため、流量は全て充てんポンプ廻り密度に補正

ここで、III-a「1次系冷却系細管破断事故」においては、開口面積が口径1Bの配管の断面積相当 507mm^2 以下の事象と定義しているが、1Bを超える配管の漏えい時の開口面積は、JEAG4613表2「オーステナイト系ステンレス鋼管の破損形式及び開口面積」にて作用応力に応じて定められており、この表において事故事象の区分を整理すると下表のとおりとなる。口径が1B超でも、下表の赤枠部のような作用応力に対しては、開口面積が口径1Bの配管の断面積相当以下のLeakとなり、III-aに区分される。

【JEAG4613「原子力発電所配管破損防護設計技術指針」より抜粋】

 :枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

10. 加圧器スプレイ配管溶接部の有意な指示に係る対応と関連する適用規格を踏まえた
今回の取替え配管における具体的な対応方法について

10.1 有意な指示に係る対応と関連規格および具体的な対応方法

加圧器スプレイ配管溶接部の有意な指示に係る対応として、今回の取替え配管に対しては、過大な初層溶接入熱とならないために、Tig 溶接の採用及び溶接時の入熱管理を実施するとともに、シーニング部の効果対策として、硬化層が形成されにくい加工法及び応力低減のバフ研磨を採用する。これらの対応と関連規格・規定事項および具体的な対応方法を以下に示す。

対応	関連規格・規定事項	具体的な対応方法
過大な初層入熱防止 (全層 Tig 溶接の採用、溶接時の入熱管理)	<p>【溶接規格】 N-0030(1)において、溶接施工法認証標準※1によって認証されたもの又はこれと同等と認められるもので実施する。</p> <p>※1: 溶接規格 第2部</p>	<p>溶接規格の要求は左記のとおりであり、認証された施工法（溶接方法の区分:T）を用いることについての確認を設工認の QMS に基づき使用前事業者検査（溶接）において実施する。</p> <p>また、全層 Tig 溶接においては、通常の溶接条件であれば過大な溶接入熱の抑制が図られることから、自主的に溶接時の入熱管理として以下のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前トレーニングにより溶接施工技能を有する溶接士にて施工することを記録及び作業計画書により確認する。 ・TBM 等にて注意点等を再度確認する。 <p>なお、入熱管理の対応は、社内標準に基づき調達要求（発注）し調達管理するとともに、作業管理を実施する。</p>
シーニング部の硬化対策 (硬化層が形成されにくい加工法、応力低減のバフ研磨)	<p>【事例規格】 XX-2221 構造設計、溶接、加工等に対する配慮において、表面の強加工の回避又は表面応力改善のために表面研磨を実施する。</p>	<p>事例規格の要求は左記のとおりであり、以下のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硬化層が形成されにくい加工法を調達要求し、図面・計画書にて施工されることを確認する。 ・応力低減のバフ研磨※3を調達要求し、図面・計画書にて施工されることを確認する。 <p>※3 加工硬化の低減を図る加工方法を適用不可の部分に限る</p> <p>なお、本対応は、設工認の QMS に基づき使用前事業者検査（施設）において実施する。</p>

10.2 社内QMSにおける入熱管理の対応について

今回の配管取替えにおける工事にあたっては、品質マネジメントシステムの文書である「原子力部門における調達管理通達」及び「施設管理通達」における下記のプロセスにて実施するものである。

<今回の配管取替えにおける工事における必要なプロセス>

- ① 調達文書の作成（原子力部門における調達管理通達による）
：工事を発注する際に、工事に関する機器仕様、調達先が実施する業務範囲等必要な調達要求事項を記載した調達文書を作成する
- ② 調達管理（施設管理通達による）
：調達先から提出された図書、作業計画書等が仕様書を満足していることを承認する
- ③ 作業管理（施設管理通達による）
：作業計画書等の確認区分にしたがって立会または記録確認を行うとともに、作業の管理（安全管理・放射線管理、特殊工程等の管理等）を行う。

一方、今回の実施する有意な指示に係る対応としては、配管取替えにあたって、過大な初層入熱とならない全層 Tig 溶接を採用すること、また、全層 Tig 溶接においては、通常の溶接条件であれば過大な溶接入熱の抑制が図られることから、自主的に溶接時の入熱管理として、事前トレーニングにより溶接施工技能を有する溶接士にて施工することを記録及び作業計画書により確認するとともに、TBM 等にて注意点等を再度確認することとしており、前ページに記載の社内標準に基づく調達要求（発注）については、上記のプロセスの「①調達文書の作成」が該当し、調達管理については、上記のプロセスの「②調達管理」が該当する。また、作業管理については、上記のプロセスの「③作業管理」が該当するものであり、「①調達文書の作成」において調達文書へ下記事項を明記し調達（発注）することで、②、③へとプロセスが進み、調達要求したもののが適切に作業されるものである。

<調達文書への記載事項案>

本工事の溶接部は全て全層 Tig 溶接とすること。

溶接について有資格に加えて、以下の事項を満足すること。

- ・事前に溶接技能トレーニングを行い、溶接施工技能を有する溶接士にて施工する。
- ・溶接作業前の TBM 等にて、溶接施工における注意点等を再度確認した後に溶接を行う。

11. 工事計画認可申請における適用基準及び適用規格の記載の考え方について

11.1 記載対象とする適用基準、適用規格

「発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイド」において、工事計画に記載する必要がある適用基準及び適用規格は、「各設備の設計・製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称、及び制定又は改定年度も含め記載する。」との記載がある。

また、記載対象とする基準及び規格については、「技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準」となっており、「具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等」と示されている。

11.2 工事計画への記載方法

工事計画への適用基準及び適用規格の記載方法として、申請書本文については、施設全体に要求を受ける条文（以下、共通条文という）に該当する適用基準及び適用規格は原子炉冷却系統施設に記載することを基本とし、設備個別に要求を受ける条文（以下、個別条文という）に該当する適用基準及び適用規格は該当する施設区分毎に記載している。また、共通条文と個別条文の両方に該当する場合は双方に記載している。添付書類については、当該添付書類において用いた適用規格を記載することとしている。

<申請書 本文>

- ・共通条文該当の適用基準及び適用規格：原子炉冷却系統施設の共通項目に記載
- ・個別条文該当の適用基準及び適用規格：該当の施設区分毎の個別項目に記載
- ・同一の基準及び規格が共通条文と個別条文の両方に該当する場合：双方に重複して記載

<申請書 添付書類>

- ・用いた適用規格を記載する

11.3 今回申請における適用基準及び適用規格の変更

(1) 材料規格、溶接規格、維持規格、技術基準規則の解釈（令和元年6月5日）、亀裂その他の欠陥の解釈（令和元年6月5日）

本工事においては、「発電用原子力設備規格 材料規格」、「発電用原子力設備規格 溶接規格」、「発電用原子力設備規格 維持規格」について、それぞれエンドースされた最新版の適用規格を採用することとしている。

これらの規格は、今回の設工認において審査対象条文となる技術基準規則5, 15, 17条（共通条文）に該当する適用規格であることから、工事計画への記載にあたっては、「11.2 工事計画への記載方法」を踏まえ、以下のとおり反映している。

また、技術基準規則の解釈（令和元年6月5日）及び亀裂その他の欠陥の解釈（令和元年6月5日）については、維持規格2012/2013/2014が反映されたものであり、今回の工事において適用することから、維持規格2012/2013/2014と同様に技術基準規則15, 17条（共通条文）に該当するものとして、原子炉冷却系統施設（2）適用基準及び適用規格 第1章 共通項目に反映する。

- ・「発電用原子力設備規格 材料規格」
原子炉冷却系統施設（2）適用基準及び適用規格 第1章 共通項目に、最新版である JSME S NJ1-2012 を追加。
- ・「発電用原子力設備規格 維持規格」
原子炉冷却系統施設（2）適用基準及び適用規格 第1章 共通項目に、最新版である JSME S NA1-2012/2013/2014 を追加。
- ・技術基準規則の解釈（令和元年 6 月 5 日）
原子炉冷却系統施設（2）適用基準及び適用規格 第1章 共通項目に追加。
- ・亀裂その他の欠陥の解釈（令和元年 6 月 5 日）
原子炉冷却系統施設（2）適用基準及び適用規格 第1章 共通項目に追加。
- ・「発電用原子力設備規格 溶接規格」
原子炉冷却系統施設（2）適用基準及び適用規格 第1章 共通項目に、最新版である JSME S NB1-2012/2013 を追加。

（2）設計・建設規格

今回申請における強度評価等については「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」JSME S NC1-2012 を適用することとしており、「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」は、技術基準規則の共通条文（5,17 条他）、個別条文（59 条他）に紐づく規格であり、一括工認において、原子炉冷却系統施設（2）適用基準及び適用規格 第1章 共通項目及び第2章 個別項目に JSME S NC1-2005/2007 を適用規格として記載している。また、JSME S NC1-2012 については、JSME S NC1-2005/2007 と同様に技術基準規則を満たす仕様規格として第1章共通項目に記載していたが、実際の評価には適用していなかった。

今回申請においては、個別条文（59 条他）は審査対象外であることから、JSME S NC1-2012 は第1章共通項目にのみ記載することとなるが、一括工認において実際に使用されてはいないものの、上記のとおり、既に一括工認において適用規格として記載済みであることから、今回の申請において「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」に関する記載の変更はない。

(参考)

適用規格 共通項目/ 個別項目	設計・建設規格 2005/2007		設計・建設規格 2012		材料規格 2012		事例規格 2007		溶接規格 2012/2013	
	共通	個別	共通	個別	共通	個別	共通	個別	共通	個別
一括認可	○	○	×	×	○	×	○	×	×	×
一括認可 (本来)	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×
今回工認	○	○	○	×	○	×	○	○	○	×
	一括 工認	共通条文(5,17 他)、個別条文(59 他)に紐づく規格で あることから、共通項 目・個別項目に記載し ている。	共通項目に記載して いる。(実際には評価 に適用しておらず、 本来、一括工認時点 では記載不要であつ た。)	設計・建設規格 2012 を適用していないこと から、一括工認時点で は記載していない。	共通条文(17,55 他)に 紐づく規格であり、 個別条文に紐づくことか ら、共通項目に記載 している。	共通条文(17,55 他)に 紐づく規格が、共通条 文(17,55 他)に紐づく規格 であるため、個別 項目にも記載すべ きであった。	共通項目に記載し ているが、共通条 文(17,55 他)に紐づく規格 であるため、個別 項目にも記載すべ きであった。	溶接規格 2012/2013 を適用していない ことから、一括工認 時点では記載して いない。	溶接規格 2012/2013 を適用する。 (個別項目 に追記する)	共通条文(15,17, 55 他)に紐づ く規格であり、共 通条文(15,17 他)に記載 する。(個別項目 に追記する)
考え方	一括工認から変更はな い。	共通条文(5,17 他)、 個別条文(59 他)に 紐づく規格であるが、 個別条文(59 他)は、 今回申請の適用条文 とならないことから、 共通にのみ記載する。	設計・建設規格 2012 を適用することから、 今回新たに記載する。 設計・建設規格 2012 と同様の条文に紐づく 規格であり、共通条文 (5,17 他)以外は、 今回申請の適用条文と ならないことから、共 通にのみ記載する。	一括工認から変更はな い。	今後の補正申請に おいて記載を適正 化する。(個別項目 に追記する)	今後の補正申請に おいて記載を適正 化する。(個別項目 に追記する)	共通条文(15,17, 55 他)に記載 する。(個別項目 に追記する)			

適用規格	維持規格 2008	維持規格 2012/2013/2014	技術基準規則の解釈 (令和元年6月5日)			亀裂その他の欠陥の解釈 (令和元年6月5日)	JEAG4613	
共通項目 /個別項目	共通	個別	共通	個別	共通	個別	共通	個別
一括認可	×	○	×	×	×	×	○	○
一括認可 (本来)	○	○	×	×	×	×	○	○
今回工認	○	○	○	×	○	×	○	○
	個別項目に記載している が、共通条文(17, 55 条)、個別条文 (59 条 他)に紐づく規格 (LBB 成立性評価にのみ適用 であるため、共通項目に あるべきであ った。	維持規格 2012/2013/2014 を適用し ていないことはから、一括 工認時点では記載してい ない。	一括工認以降に維持規格 2012/2013/2014 が反映 されたものであり、一括 工認時点では記載してい ない。	一括工認は一括工認以降に 維持規格 2012/2013/2014 が反映 されたものであり、一括 工認時点では記載してい ない。	本解釈は一括工認以降に 維持規格 2012/2013/2014 が反映 されたものであり、一括 工認時点では記載してい ない。	本解釈は一括工認以降に 維持規格 2012/2013/2014 が反映 されたものであり、一括 工認時点では記載してい ない。	共通条文 (12, 15, 17, 54, 55 条) (強度に関しては LBB 成 立性評価、溢水に關して は蒸気噴出荷重の評価に 適用)、個別条文 (59 条 他)に紐づく規格である ことから、共通項目・個 別項目に記載している。	一括工認から変更はな い。
考え方	今後の補正申請において の記載を適正化する。 (共通項目に追記する) 今回工認	共通条文(15, 17, 55 条) 、個別条文 (59 条他) に紐づく規格であり、共 通条文 (15, 17 条) 以外 は、今回申請において適 用条文とならないことか ら、共通項目に記載す る。	本解釈に基づき、維持規 格 2012/2013/2014 を適 用することから、今回新 たに解釈を維持規格 2012/2013/2014 と同様 に共通項目に記載する。	本解釈に基づき、維持規 格 2012/2013/2014 を適 用することから、今回新 たに解釈を維持規格 2012/2013/2014 と同様 に共通項目に記載する。	本解釈に基づき、維持規 格 2012/2013/2014 を適 用することから、今回新 たに解釈を維持規格 2012/2013/2014 と同様 に共通項目に記載する。			

1.2. 申請範囲の整理について

- 申請範囲の加圧器スプレイ配管は、原子炉冷却系統施設の一次冷却材循環設備に該当する。
- 加圧器スプレイ配管の取替えについて、配管取替え自体は要目表の変更を伴わないものであるが、取替配管は RCPB に係るものであることから、実用炉規則の別表第一下欄における「修理」のうち「一次冷却材の循環設備に係るもの取替え」に該当し、「届出」対象である。（関連箇所を赤下線で表示）
- 配管取替え自体は「届出」であるが、設計・評価に用いる適用規格（JSME）を変更（既工認に記載のない規格を適用）することから、適用規格の変更は、実用炉規則の別表第一中欄における「改造」のうち「原子炉冷却系統施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの」に該当し、「認可」対象である。（関連箇所を青下線で表示）
- 一方、加圧器スプレイ管台（以下、「既設管台」という。）については、一部加工を行うが、以下のとおり工認ガイドにおける「改造」、「修理」に該当するものではない（要目表の変更ではなく、また、性能強度に影響を及ぼすものでもない）ことから、申請対象外である。

[改造]

既設管台については、設計・評価に用いる適用規格は、設計・建設規格 2005/2007 であり変更とはならないこと、また、溶接部については、溶接規格 2012/2013 を適用するが、溶接規格 2012/2013 の適用範囲は溶接施工に適用するものであり、既設管台に適用するものではないことから、実用炉規則の別表第一中欄における「改造」のうち「原子炉冷却系統施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの」に該当しない。

[修理]

・取替工事

既設管台の一部加工を行うが、「要目表の記載の変更を伴わない範囲で部材等を取り替えるもの」ではないことから、実用炉規則の別表第一下欄における「修理」のうち「一次冷却材循環設備に係るもの取替え」に該当しない。

・性能又は強度に影響を及ぼす工事

既設管台の一部加工を行うが、「要目表の記載の変更を伴うもの」ではないことから、実用炉規則の別表第一下欄における「修理」のうち「一次冷却材循環設備に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの」に該当しない。

以上のことから、申請範囲の加圧器スプレイ配管は「認可」手続き対象、既設管台は申請対象外と考えている。

実用炉規則（抜粋）

別表第一

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
二 変更の工事		
(二) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事であって、次の発電用原子炉施設に係るもの		
3 原子炉冷却系統施設	<p>2 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの<u>改造</u>（蒸気タービンに係るもの<u>改造</u>を除く。）であって、次に掲げるもの</p> <p>(11) 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、<u>適用基準</u>又は<u>適用規格</u>の変更を伴うもの</p>	<p>4 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの<u>修理</u>（蒸気タービンに係るもの<u>修理</u>を除く。）であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) <u>一次冷却材の循環設備</u>、余熱除去設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）又は化学体積制御設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）に係るもの<u>取替え</u></p> <p>(2) 一次冷却材の循環設備、主蒸気・主給水設備、余熱除去設備、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、化学体積制御設備又は原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）に係るもの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>

工認ガイド（抜粋）

3) 発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

既に設置されている発電用原子炉施設において、設備又は機器を変更する工事をいい、さらに以下の工事に分類して認可又は届出手続の範囲を規定している。

C. 改造

機器等の主要仕様表（以下「要目表」という。）の記載を変更し、機器等を新たなものへ変更する工事の他、機器等の実物の変更を伴わない容量の変更及び号機間での機器等の共用化を行うもの並びに既に設置されている機器の撤去又は台数及び容量を変更する工事も改造の工事とみなす。また、「基本設計方針、適用基準又は適用規格（以下「基本設計方針等」という。）の変更」についても規則別表第1中欄において改造として認可対象としており、機器等の実物の変更を伴わない場合でも、新たな基準等に対応するために基本設計方針等の記載事項を変更する必要があれば、認可手続が必要となる。その場合には、新たな基本設計方針等に基づく機器等として取扱いを決定する手続を工事とみなすこととする。…

D. 修理

供用中に不具合が発見された場合、又は具体的に不具合が発見されていない場合であって、他の事例等から予防保全的に対策を講ずる場合に、設備又は機器の一部を手直し（溶接補修は除く。）し、機器の機能維持又は回復を目的として行う工事をいう。規則別表第1ではさらに取替工事と性能又は強度に影響を及ぼす工事に分類して認可又は届出手続の範囲を規定している。

a. 取替工事

修理の工事において要目表の記載の変更を伴わない範囲で部材等を取り替えるものをい、「原子炉冷却材圧力バウンダリ」を構成する機器（主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、予備品（使用前検査又は供用の実績のあるものに限る。）及び消耗品（ボルトを含む。）等を除く。）を工事計画の手続の対象としている。

b. 性能又は強度に影響を及ぼす工事

修理の工事において要目表の記載の変更を伴うものをいう。なお、要目表の記載がJIS規格に基づく「公称値」である場合であって、配管の切削等による工事後の厚さがJISで定める許容差を差し引いた厚さを超えない範囲の工事は、性能又は強度に影響を及ぼす工事とはみなさない。

▶ なお、今回の申請範囲の配管（ループ低温側 1 次冷却材管分岐点及び弁 3V CS 171～加圧器）と既設管台（4B 加圧器スプレイ管台）は、要目表において、主配管の中で配管と管台で区分けされており、材料が異なっている。

加圧器スプレイ配管 要目表 [今回申請] (抜粋)

原子炉冷却系統施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項

4 一次冷却材の循環設備に係る次の事項

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

変更前							変更後						
名 称		最高使用圧 力 (MPa)	最高使 用温 度 (℃)	外 径 (mm)	厚 さ (mm)	材 料	名 称		最高使 用圧 力 (MPa)	最高使 用温 度 (℃)	外 径 (mm)	厚 さ (mm)	材 料
一次冷却材の循環設備	ループ低温側 1 次冷却材管 分岐点 及び 弁 3V-CS-171 ～ 加圧器	17.16	343			SUS316TP	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	同左	(注2) 同左	同左

- 03-II-3-4-1 -

加圧器スプレイ管台 要目表 [新規制一括工認] (抜粋)

変更前							変更後						
名 称		最高使 用圧 力 (MPa)	最高使 用温 度 (℃)	外 径 (mm)	厚 さ (mm)	材 料	名 称		最高使 用圧 力 (MPa)	最高使 用温 度 (℃)	外 径 (mm)	厚 さ (mm)	材 料
一次冷却材の循環設備	4B 加圧器 スプレイ 管台	17.16	343	114.3	13.5	SUSF316	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	3B 充てん管台	19.3 363	変更なし

- 3u-II-3-4-25 -

▶ 今回の申請範囲は、「加圧器スプレイ配管」と「加圧器スプレイ配管と申請範囲外である加圧器スプレイ管台の溶接部（以下、溶接部という）」であり、申請範囲の境界部は、下図に示すとおり溶接前においては、赤ハッキング部（開先面）、溶接後においては、溶接部※と考えている。

※ 技術基準規則第 17 条 15 号のとおり、溶接部は溶接金属及び熱影響部を示す

▶ また、熱影響部の範囲は、溶接規格 2012/2013 の表 N-X050-1 の規定に、クラス 1 管の継手区分 B の非破壊試験において、「溶接金属部に隣接する幅 13mm の範囲内の母材を含めた部分における非破壊試験」となっていることから、溶接端から母材側に 13mm の範囲であると考えている。

▶ なお、配管取替えに伴い溶接を行うものであることから、今回の申請範囲として溶接部を含めているが、溶接部に溶接規格 2012/2013 を適用し、既設管台に溶接規格 2012/2013 を適用するものではない。今回申請範囲である加圧器スプレイ配管と溶接部、申請範囲外である加圧器スプレイ管台における適用規格は、下表のとおりである。

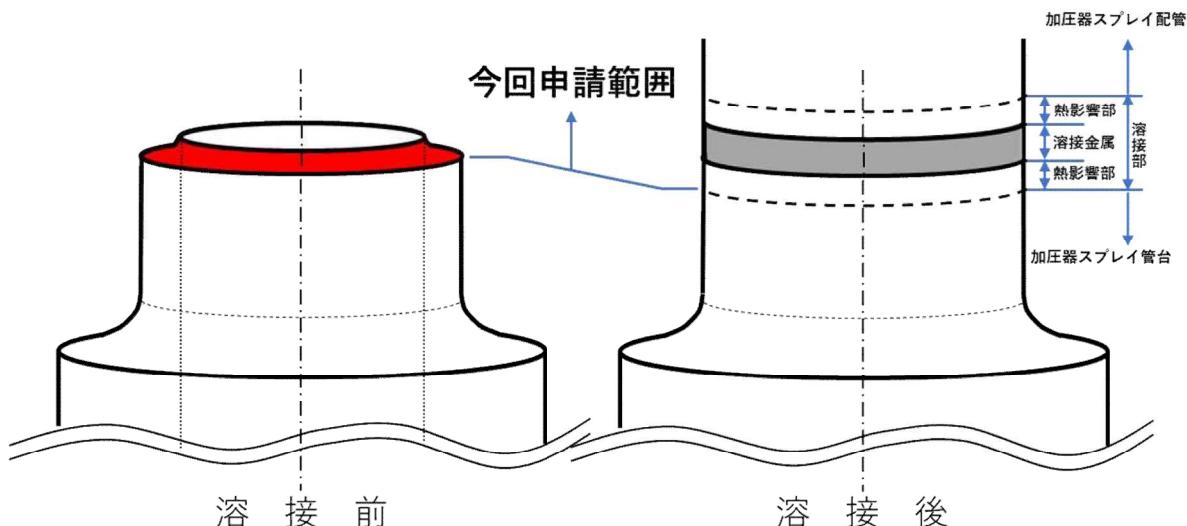


図 申請範囲と申請範囲外の境界

申請範囲、申請範囲外における適用規格（設計・建設規格及び溶接規格）の整理

		適用する規格及び項目番号		
		設計・建設規格 2005/2007	設計・建設規格 2012	溶接規格 2012/2013
申請範囲	加圧器 スプレイ 配管	—	PPB-2100～2200 PPB-2400 PPB-3100 PPB-3400～3500 PPB-3700～3800	—
	溶接部	—	—	第1部 N-0030～N-0040、 N-5010～N-5130 第2部 溶接施工法認証標準 第3部 溶接士技能認証標準
申請範囲外	加圧器 スプレイ 管台	PPB-1200 PPB-2100～2200 PPB-2400 PPB-3100 PPB-3400 PVB-3100 PPB-3700～3800	—	—

▶ 溶接部については、「主要な耐圧部の溶接部に係る検査」として、技術基準への適合性を溶接規格 2012/2013 に基づき確認するものであり、溶接部である溶接金属及び熱影響部それぞれに対して、溶接規格における確認方法は以下のとおりである。

溶接部（溶接金属及び熱影響部）に適用する溶接規格2012/2013の整理

技術基準 第十七条 十五号	溶接部		確認方法
	溶接金属	熱影響部	
イ 不連続で特異な形状でないものであること。	N-5010 N-5060 N-5070	N-5010 N-5060 N-5070	溶接部形状を寸法検査にて確認する。
ロ 溶接による割れが生ずるおそれがなく、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	N-5010 N-5020 N-5030 N-5040(2) N-5050(1) N-5080 N-5090 N-5100	N-5010 N-5020 N-5030 N-5040(2) N-5050(1) N-5080 N-5090 N-5100	溶接部の健全性を非破壊試験等により確認する。 非破壊試験については、表 N-X050-1 に規定のとおり、今回のクラス 1 管の継手区分 B の試験範囲に溶接金属に隣接する幅 13mm の範囲内の母材を含める。
ハ 適切な強度を有するものであること。	N-5040(1) N-5050(2) N-5110 N-5120 N-5130	N-5050(2) N-5110 N-5120 N-5130	溶接部の強度が母材と同等以上であることを確認する。
ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法、溶接設備及び技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。	N-0030 N-0040 N-0050 第2部 溶接施工法認証標準 第3部 溶接士技能認証標準	N-0030 N-0040 N-0050 第2部 溶接施工法認証標準 第3部 溶接士技能認証標準	溶接部の健全性を機械試験等により確認する。 機械試験については、破壊靱性試験が要求されており、解説表 表 N-X110-1-2において、溶接金属及び熱影響部が対象となっているが、今回のクラス1管はオーステナイトステンレス鋼であることから、試験を要さないことを確認する。

1.3. 加圧器スプレイ配管取替えにおける「工事の方法」の該当箇所について

加圧器スプレイ配管取替えにおける「工事の方法」に該当する箇所及び適用規格を変更した溶接規格 2012/2013 と維持規格 2012/2013/2014 の該当する箇所は下表のとおりである。

項目	対象 要否	該当箇所の補足説明
1. 工事の手順		
1.1 工事の手順と使用前事業者検査 図 1 (設置又は変更の工事における工事の手順と検査)	○	今回の加圧器スプレイ配管取替えに係る検査は発電所及び工場で実施する。 今回の申請範囲に関して、技術基準に適合していることを確認するため、「構造、強度又は漏えいに係る検査」と「機能又は性能に係る検査」を実施する。
1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と使用前事業者検査 図 2 (主要な耐圧部の溶接部に係る工事の手順と検査)	○	主要な耐圧部の溶接に係る検査が発生するため、対象。
1.3 燃料体に係る工事の手順と使用前事業者検査 図 3 (燃料体に係る工事の手順と検査)	—	燃料体に係る工事が発生しないため、対象外。
2. 使用前事業者検査の方法		
2.1 構造、強度又は漏えいに係る検査		
2.1.1 構造、強度又は漏えいに係る検査		
材料検査	○	要目表対象に係る検査が発生するため、対象。
寸法検査	○	
外観検査	○	
組立て及び据付け状態を確認する検査(据付検査)	○	
状態確認検査	○	技術基準 14 条、15 条第 2 項及び 17 条に係る検査（運用要求に係る検査を含む）が発生するため、対象。
耐圧検査	○	技術基準 21 条に係る検査が発生するため、対象。
漏えい検査	○	
原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査	—	CV 施設が直接設置される対象がないため、対象外。
建物・構築物の構造を確認する検査	—	建物・構築物の構造を確認する検査が発生しないため、対象外。
2.1.2 主要な耐圧部の溶接部に係る検査	○	主要な耐圧部の溶接に係る検査が発生するため、対象。
2.1.3 燃料体に係る検査	—	燃料体に係る工事が発生しないため、対象外。
2.2 機能又は性能に係る検査		
2.2.1 燃料体を挿入できる段階の検査	—	当該段階に係る検査が発生しないため、対象外。
2.2.2 臨界反応操作を開始できる段階の検査	—	当該段階に係る検査が発生しないため、対象外。
2.2.3 工事完了時の検査	○	バウンダリ構成確認検査及び通水検査を当該段階に実施するため、対象。（工事の完了時期）
2.3 基本設計方針検査	—	基本設計方針の変更がないため、対象外。
2.4 品質マネジメントシステムに係る検査	○	今回の工事計画に示すプロセスのとおり実施していることを確認するため、「品質マネジメントシステムに係る検査」を実施する。

項目	対象 要否	該当箇所の補足説明
3. 工事上の留意事項		
3.1 設置又は変更の工事に係る工事上の留意事項		
a. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、周辺資機材、他の発電用原子炉施設及び環境条件からの悪影響や劣化等を受けないよう、隔離、作業環境維持、異物侵入防止対策等の必要な措置を講じる。	○	
b. 工事にあたっては、既設の安全上重要な機器等へ悪影響を与えないよう、現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、作業に潜在する危険性又は有害性や工事用資機材から想定される影響を確認するとともに、隔離、火災防護、溢水防護、異物侵入防止対策、作業管理等の必要な措置を講じる。	○	
c. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、必要に応じて、供用後の施設管理のための重要なデータを採取する。	○	工事における一般的な留意事項であるため、該当する。
d. プラントの状況に応じて、検査・試験、試運転等の各段階における工程を管理する。	○	
e. 設置又は変更の工事を行う発電用原子炉施設の機器等について、供用開始後に必要な機能性能を發揮できるよう製造から供用開始までの間、維持する。	○	
f. 放射性廃棄物の発生量低減に努めるとともに、その種類に応じて保管及び処理を行う。	○	
g. 現場状況、作業環境及び作業条件を把握し、放射線業務従事者に対して防護具の着用や作業時間管理等適切な被ばく低減措置と、被ばく線量管理を行う。また、公衆の放射線防護のため、気体及び液体廃棄物の放出管理については、周辺監視区域外の空気中・水中の放射性物質濃度が「線量限度等を定める告示」に定める値を超えないようにするとともに、放出管理目標値を超えないよう努める。	○	
h. 修理の方法は、基本的に「図1 工事の手順と使用前事業者検査のフロー（燃料体を除く）」の手順により行うこととし、機器等の全部又は一部について、撤去、切断、切削又は取外しを行い、据付、溶接又は取付け、若しくは同等の方法により、同等仕様又は性能・強度が改善されたものに取替を行う等、機器等の機能維持又は回復を行う。また、機器等の一部撤去、一部撤去の既設端部について閉止板の取付け、蒸気発生器、熱交換器又は冷却器の伝熱管への閉止栓取付け若しくは同等の方法により適切な処置を実施する。	○	今回の工事計画は、修理を行うことため、該当する。
i. 特別な工法を採用する場合の施工方法は、技術基準に適合するよう、安全性及び信頼性について必要に応じ検証等により十分確認された方法により実施する。	—	今回の工事計画は、特別な工法は採用しないため、該当しない。
3.2 燃料体の加工に係る工事上の留意事項	—	燃料体の加工に係る作業がないため、対象外。

□ : 溶接規格 2012/2013 に係る事項

□ : 維持規格 2012/2013/2014 に係る事項

1.4. 環境条件等における健全性に係る強度設計の考え方について

資料4「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」における環境条件等の荷重においては、技術基準14条2項に基づき「想定される全ての環境条件」における機器の健全性を説明するために、申請範囲の配管に想定される自然現象による荷重の評価を行い、それぞれの荷重及びこれらの荷重の組合せに対しても、機能を有効に発揮できる設計とすることを記載しているものである。

ここで、耐震設計では地震荷重に「通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力荷重、温度荷重及び機械的荷重」を踏まえた設計方針を記載するとともに、「通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力荷重、温度荷重及び機械的荷重」は、耐震設計の前段階として行う強度設計においても、十分な構造及び強度を有する設計方針を記載しているものである。

したがって、強度設計に係る事項の記載については、「想定される全ての環境条件」においても機器の健全性が確認されていることを示すべく、より詳細な説明となるように記載しているものである。

資料4 「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」（抜粋）

2. 基本方針

2.2 環境条件等

(1) 環境圧力、環境温度及び湿度による影響、放射線による影響並びに荷重

d. 荷重

安全施設としての申請範囲の配管については、自然現象(地震)による荷重の評価を行い、荷重に対して機能を有効に発揮できる設計とする。

申請範囲の配管が機能を有効に発揮するため、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力荷重、温度荷重及び機械的荷重を踏まえた耐震設計については、資料5「耐震性に関する説明書」に示す。

また、申請範囲の配管が機能を有効に発揮するため、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される圧力荷重、温度荷重及び機械的荷重を踏まえた十分な構造及び強度を有する設計については、資料6「強度に関する説明書」に示す。

安全施設としての申請範囲の配管の地震荷重及び地震を含む荷重の組合せに対する設計については、資料5「耐震性に関する説明書」のうち資料5－1「耐震設計の基本方針」に基づき実施する。